

公的個人認証サービス対象手続の導入状況

法務省の手続

根拠法令・根拠規定	手続名
会社法第907条, 商業登記法第14条(非訟事件手続法第124条において準用する場合を含む。)	商業・法人登記の申請
会社法第946条第3項	調査機関の法務大臣報告
供託法第2条・第8条	供託の申請
後見登記等に関する法律第10条	成年後見登記に関する証明書等の交付申請
後見登記等に関する法律第4条, 第5条, 第7条, 第8条, 附則第2条	成年後見登記の申請
商業登記法第10条, 第12条(非訟事件手続法第124条において準用する場合を含む。), 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第1項, 第2項, 第13条第1項, 第2項, 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第1項, 第2項, 第13条第1項, 第2項, 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第7条, 第9条, 第10条	動産譲渡登記等の申請
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第8条	債権譲渡登記等の申請
不動産登記法第119条第1項, 120条第1項, 121条第1項, 不動産登記令第22条第1項, 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
不動産登記法第16条	不動産登記の申請